

議案第34号

備前市立保育園設置条例及び備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する  
条例の制定について

備前市立保育園設置条例及び備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市立保育園設置条例及び備前市立認定こども園設置条例の一部を改正する条例

(備前市立保育園設置条例の一部改正)

第1条 備前市立保育園設置条例(平成17年備前市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「保育料を減免」を「規則で定めるところにより保育料を減額  
し、又は免除」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

附則第3項中「当分の間、」を「令和5年3月31日まで」に改める。

(備前市立認定こども園設置条例の一部改正)

第2条 備前市立認定こども園設置条例(平成22年備前市条例第13号)の一部を次のように改正  
する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(保育料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより保育料を減額し、  
又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第34号参考資料  
備前市立保育園設置条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(保育料の減免)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>規則で定めるところにより保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(保育料の特例)</p> <p>3 全園児に係る第5条の規定する保育料(給食に要する材料費及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等の相当額として徴収する一般生活費を除く。)については、<u>令和5年3月31日までこれを徴収しないものとする。</u></p>	<p>(保育料の減免)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>保育料を減額</u>することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(保育料の特例)</p> <p>3 全園児に係る第5条の規定する保育料(給食に要する材料費及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等の相当額として徴収する一般生活費を除く。)については、<u>当分の間、これを徴収しないものとする。</u></p>

備前市立認定こども園設置条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>第6条 (略)</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第7条 市長は、<u>特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより保育料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>第6条 (略)</p>

第8条 (略)	第7条 (略)
第9条 (略)	第8条 (略)